

(別紙1)

令和6年度八頭町プロモーション動画制作業務委託仕様書案

1. 業務の名称

令和6年度八頭町プロモーション動画制作業務-

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3. 業務の概要

本町は、「第2次八頭町総合計画・基本構想」において、まちの将来像に掲げる「人が輝き 未来が輝くまち」を実現するため、「第2期八頭町総合戦略」において、「『出る杭を伸ばす』という観点で、様々な個性を発揮する若者が輝き、活躍するまち」や「若者、高齢者、女性、障がい者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち、キラキラ輝き活躍できるまち」を目指すこととしている。そのためには、本町に暮らす「人」やその「営み」の魅力を効果的に発信し、本町のイメージアップ及び知名度向上を図ることで、町民のシビックプライドの醸成及び本町への関係人口・定住人口の増加につなげていく必要がある。

その目的達成のため、本町の魅力をまとめた動画を制作し、YouTube等インターネット配信することにより、県内外に広く発信するものである。

4. 業務内容

(1) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成する。

(2) 映像作成

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議しながら業務を進めること。

なお、作成過程においては、町民の参画を図ることが望ましい。

(3) 編集

映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れる。また、完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。なお、委託者が求めた場合、受託者同席の中間報告を行う。

(4) 調整業務

制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を必要に応じて随時行う。

(5) 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

5. 映像制作物の構成等

(1) 構成

- ・本編（2～3分程度）及びダイジェスト版（30秒程度）の最低2本を制作すること。
- ・多様な映像技術（ドローン空撮等）を活用し、町民を出演させる等、本町の魅力を最大限引き出す映像を撮影すること。
- ・映像制作にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像を使用する際の手続き等は受託者が行うこと。

(2) 仕様

- ・アスペクト比は16：9とする。
- ・解像度はフルHD（1,920×1,080）以上とする。

6. 著作権

- ・本業務の実施により完成した映像の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- ・タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

7. 成果物の納入及び委託金の支払い

(1) 成果品

動画を収録したDVD-Video形式のディスク 2枚

コピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。

You Tube等インターネット配信できるデータ形式で納品すること。

(2) 納入期限

令和7年2月28日まで

(3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

8. 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

9. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10. 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。